

令和5年度 相模原市立相模台小学校いじめ防止基本方針

【学校教育目標】

- 健康で明るい子
- 思いやりのある子
- 主体的に考え判断し、実行する子

【家庭・地域との連携】

- ・相模台小学校 PTA
- ・学校評議員
- ・教育支援ボランティア
- ・安全ボランティア
- ・自治会
- ・公民館
- ・青少年健全育成協議会
- ・学校へ行こう週間
- ・個人面談
- ・学校便り
- ・学年便り 等

【校内組織】

【いじめ防止対策委員会】

※構成: 校長、副校長、教務主任、学級担任、児童指導主任、児童支援専任教諭、支援教育コーディネーター、養護教諭、(青少年教育カウンセラー、スクールソーシャルワーカー)

【関係機関との連携】

- ・教育委員会
- ・青少年相談センター
- ・児童相談所
- ・南子育て支援センター
- ・近隣小・中学校
- ・近隣幼稚園・保育園
- ・子どもセンター、児童クラブ
- ・警察署、県警少年相談保護センター
- ・民生委員児童委員
- ※ケース会議
- ※中学校区小中連携教育推進会議
- ※幼稚園・保育園との交流会

【いじめの未然防止】

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

- (1) 児童が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
 - ・一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業づくり
 - ・安全で安心して過ごせるルールのある集団づくり
 - ・主体的に取り組める特別活動の充実
- (2) 学校の教育活動全体を通じ、児童の自己有用感を高められる機会を充実させる。
 - ・心の通い合うあいさつができる児童の育成
 - ・課題を話し合っ解決するような体験の充実
 - ・異学年による交流の機会づくり
- (3) 学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や、読書活動、体験活動などの推進をする。
 - ・他人の気持ちを共感的に理解する情操を育む読書・体験活動、道徳教育の充実
 - ・人権を基にしたルールづくり
 - ・教職員の研修や学習による人権感覚の育成
- (4) いじめに係る教職員間の共通理解や児童・保護者への周知徹底
 - ・いじめ(インターネット等によるいじめを含む)について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに、児童、保護者に対しても周知徹底を図る。

- ・外国につながるのある児童、性同一性障害及び性的指向・性自認に係る児童等について教職員への正しい理解の促進
 - ・児童指導会議・いじめ防止対策委員会による、いじめの未然防止策の構築
 - ・いじめについて、児童・保護者・地域への周知の促進
- (5) 学校、PTA、地域の関係団体等連携した取組の推進
- ・家庭・地域との連携、PTA活動を中心とした協働活動の実践
 - ・保護者ボランティアや地域教育力の積極活用
 - ・地域・保護者と一体になって子どもたちを見守り、育てる環境づくり

【いじめの早期発見】

教師は、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

- (1) 日常的な観察を充実させ、児童の様子に目を配る。
 - ・お互いを認め合うあたたかい学校づくり
 - ・担任や学年職員、教科担任、養護教諭等による日常的な情報の共有
 - ・職員会議、打ち合わせ等での情報の共有と共通理解
- (2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
 - ・定期的なアンケート調査と複数の教職員による結果の分析および指導
 - ・教育相談の実施、及び児童がいじめを訴えやすい雰囲気づくり
 - ・家庭確認や懇談会、個人面談などでの情報の共有
- (3) 在籍する児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
 - ・教育相談日や相談室の周知や積極活用の働きかけ
 - ・児童・保護者と教職員の信頼関係の構築
 - ・現体制が適切に機能しているかなど、定期的な体制の点検

【いじめへの対処】

発見・通報によりいじめを認知した場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

- (1) 被害児童を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童等を指導する。
 - ・被害児童の保護、速やかな安全の確保
 - ・丁寧な事実確認と家庭への連絡
 - ・加害児童への指導
- (2) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。
 - ・全教職員での情報の共有と対応の共通理解
 - ・児童・保護者への組織的な指導・支援
 - ・関係機関や専門機関への報告・相談、連携した対応

1 いじめの防止等の取組を推進していく基本理念

いじめはどの学級でもどの児童にも起こり得ることから、誰もが安心して学校生活を送れるように、全教職員が共通理解を図り、いじめのない学校づくりに取り組んでいく。
また、学校と地域、家庭、その他の関係機関との連携も積極的に行っていく。

2 いじめの防止等の対策のための組織

学校内において、以下の構成員により、いじめ防止等の組織的な取組を推進するための組織を置く。

この組織を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

○ 組織名称：いじめ防止対策委員会

○ 構 成 員：校長、副校長、教務主任
児童指導主任
支援教育コーディネーター
児童支援専任教諭、養護教諭、学級担任
青少年教育カウンセラー、スクールソーシャルワーカー

○ 委員会の取組内容

- ①いじめの未然防止
- ②いじめの早期発見
- ③いじめへの対処

3 いじめの未然防止の取組

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

(1) 児童が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

①一人ひとりを大切にしたい分かりやすい授業づくり

- ・授業研究、校内研究などの公開授業
校内研究（外国語科・外国語活動）では、児童のコミュニケーション能力の育成を大切にしたい授業をめざす。
テーマ「外国語の見方・考え方を働かせた授業づくり
～コミュニケーション力を育てるために～」

②安全で安心して過ごせるルールのある集団づくり

- ・「相模台小学校での生活」の確認と振り返り
- ・3つの合い言葉「あいさつ」「あんしん・あんぜん」「やさしさ」

③主体的に取り組める特別活動の充実

- ・児童会活動、委員会活動などの主体的な運営（あいさつ運動、ユニセフ募金、タッチゲーム大会など）

(2) 学校の教育活動全体を通じ、児童の自己有用感を高められる機会を充実させる。

①心の通い合うあいさつができる児童の育成

- ・あいさつを通して良好な関係を構築し、いじめを生まない風土をつくる。

②課題を話し合って解決するような体験の充実

- ・各学年の実行委員会活動、国際交流、町探検、職場体験、宿泊体験学習、修学旅行 など

③異学年による交流の機会づくり

にこにこ交流会、ペア学年交流 など

(3) 学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や、読書活動、体験活動などの推進をする。

①他人の気持ちを共感的に理解する情操を育む読書・体験活動、道徳教育の充実

- ・読書タイム、「命について」の授業、「平和について」の本の読み聞かせ及び講話、大縄大会 など

- ②人権を基にしたルールづくり
 - ・児童指導会議による共通理解。情報交換
 - ③教職員の研修や学習による人権感覚の育成
 - ・人権研修など
- (4) いじめ（イタ-ネット等によるいじめを含む）について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに、児童、保護者に対しても周知徹底を図る。
- ①全職員によるいじめの共通理解
 - ②外国につながるのある児童、性同一性障害及び性的指向・性自認に係る児童等について、教職員への正しい理解の促進
 - ③児童指導会議による、いじめの未然防止策の構築
 - ④いじめについて、児童・保護者・地域への周知の促進
- (5) 学校、PTA、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取組を推進する。
- ①家庭・地域との連携、PTA活動を中心とした協働活動の実践
 - ②保護者ボランティアや地域教育力の積極活用
 - ※新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じた上で、計画・実施する。
 - ③地域・保護者と一体になって子どもたちを見守り、育てる環境づくり
 - ・安全見守り隊による登下校の見守り

4 いじめへの早期発見の取組

教師は日頃から児童の見守りや児童との信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化を見逃さないように指導にあたる。

- (1) 日常的な観察を充実させ、児童の様子に目を配る。
 - ①お互いを認め合う学校づくり
 - ②担任や学年職員、教科担任、養護教諭等による日常的な情報の共有
 - ③職員会議、打ち合わせ等での情報の共有と共通理解
- (2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
 - ①定期的なアンケート調査（年に5回）と複数の教職員による結果の分析及び指導
 - ②教育相談の実施、及び児童がいじめを訴えやすい雰囲気づくり
 - ③家庭確認（4月）や懇談会（4、2月）、個人面談（7、12月）での情報の共有
- (3) 在籍する児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
 - ①教育相談日や相談室の周知や積極活用の働きかけ
 - ②児童・保護者と教職員の信頼関係の構築
 - ・電話連絡や連絡帳のやりとりなどきめ細かい対応
 - ③現体制が適切に機能しているかなど、定期的な体制の点検

5 いじめの対処

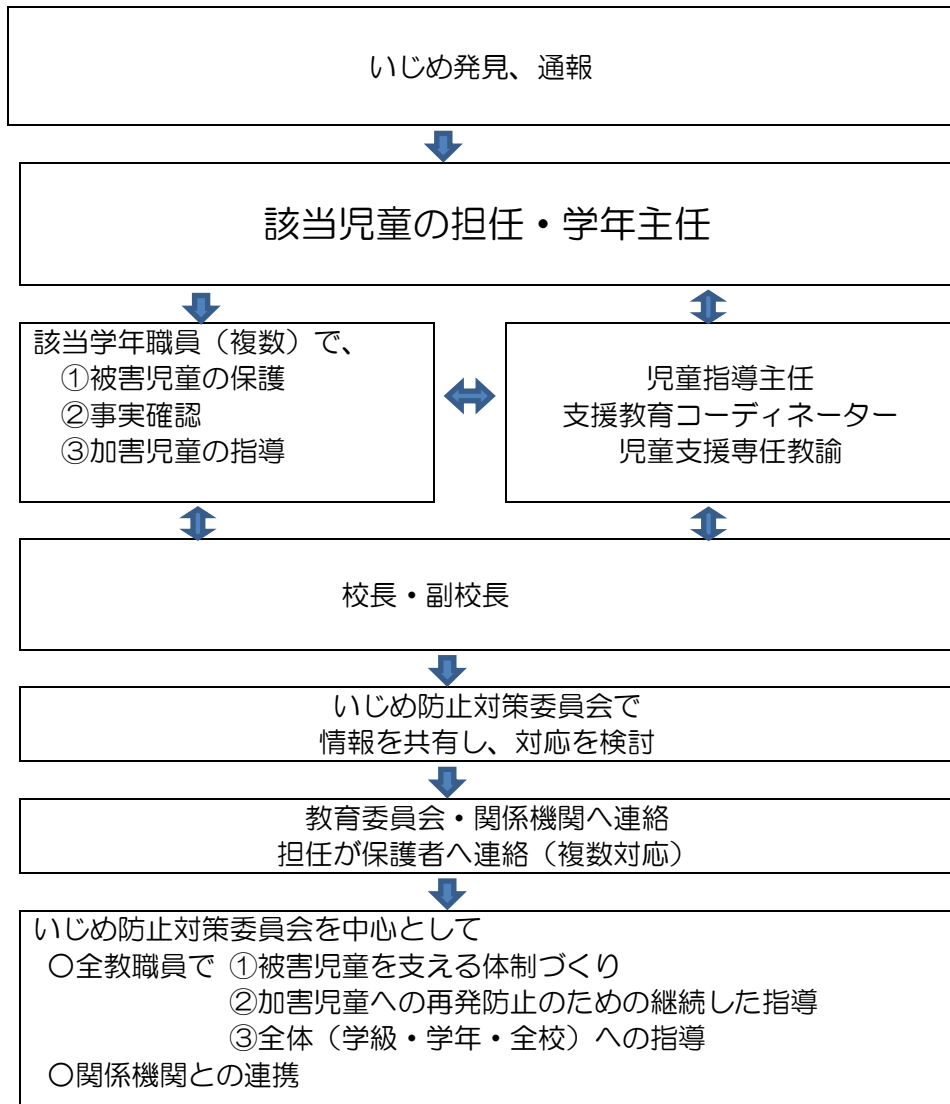
発見・通報によりいじめを認知した場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

- (1) 被害児童を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童等を指導する。
 - ①被害児童の保護、速やかな安全の確保
 - ②丁寧な事実確認と家庭への連絡
 - ③加害児童への指導
- (2) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機

関との連携のもとで対応する。

- ①全教職員での情報の共有と対応の共通理解
- ②児童・保護者への組織的な指導・支援
- ③関係機関や専門機関への報告・相談、連携した対応

(相模台小学校いじめ問題に対する対応経路)



6 重大事態への対処

学校は、重大事態が発生したとの疑いがあると認めるときは、教育委員会による指導及び支援を得ながら、調査を行う。

調査は重大事態に対処するとともに同種の事態の発生防止に資するために行うものである。

- (1) 重大事態が発生したとの疑いがあると認めるときには、その事態に対処するとともに、すみやかに組織を設け、事実関係を明確にするため在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を実施する。
- (2) 学校は、重大事態の発生を認定したときには、教育委員会を通じて、すみやかに市長へ重大事態発生について報告する。
- (3) 当該児童及びその保護者に対し、適時・適切な方法で情報を提供する。

重大事態とは

○いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
(例)

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。

